

『世本』 作篇考

山田 崇仁

はじめに

先秦史の研究材料として、『世本』という書物が使われることがある。『世本』は、唐：司馬貞『史記索隱』（劉宋：裴駰『史記集解』序に注す）に「劉向云、世本、古史官明於古事者之所記也。録黄帝以来帝王諸侯及卿大夫系諡名号、凡十五篇也。」と述べるように¹⁾、黄帝以来の帝王・諸侯・卿大夫に関する様々な情報（系譜・居所・姓氏・事物の発明者など）を羅列的に記した書物である²⁾。

ただし、現在『世本』は既に散佚してしまっており、諸書の注記などに引用されているものしか残されていない。過去に『世本』佚文を収集する輯佚作業が行われ、現在では代表的輯佚書を集めて活字化した『世本八種』（商務印書館）が広く世に行われている。

また、代表的な『世本』注釈として、『隋書』経籍志二／史／譜系篇に「世本四卷。宋忠撰。」とある宋忠³⁾（「宋衷」とも書かれる。本論では宋忠に統一する。？～216？）や、『旧唐書』経籍志上／乙部史録／譜牒類に「帝譜世本、七卷。撰。」と見える後漢：宋均（？～76年）の注がある。何れも現在では諸書に収録された佚文でしか確認することができない。

- 「系本⁴⁾曰、魯昭公作弁。宋均曰作素弁也。」（『太平御覽』卷六八六／服章部三）
- 「世本曰、³⁴女媧作簧、³⁵暴辛為埴。宋均曰、³⁴女媧、³⁹黄帝臣也。³⁵暴辛、周平王時諸侯、作埴、有三孔。」（唐：李善『文選注』第十八卷／音楽下／馬季長長笛賦并序⁵⁾）
- 「世本曰、³⁹黄帝作旃冕。〔宋均曰通帛為旃。冕、冠之有旃。応劭云、周始旃也。〕」（『太平御覽』卷六八六／服章部三）
- 「世本曰、³⁹黄帝作旃冕〔宋忠云、冠之垂旃者〕」（宋：高承『事物紀

原』卷三／旗旒采章部十三⁶⁾)

- 「世本云、¹⁸祝融為市。宋忠云、顓頊臣也。」(魏：王弼『周易注』／繫辭下伝)
- 「世本云、¹⁰大撓作甲子。宋忠注呂氏春秋云、¹⁰大撓、³⁹黃帝太師也。」(唐：慧琳『一切經音義』卷九十八／音広弘明集音中卷／集卷第十三)
- 「世本云、⁴⁰芒作網。宋忠曰⁴⁶伏羲臣也。」(慧琳『一切經音義』大宝積經第二卷他)
- 「世本曰、²⁷史皇作囟。宋忠曰、²⁷史皇、³⁹黃帝臣也。囟、謂画物象也」(李善『文選注』第五十七卷／誄下／謝希逸宋孝武宣貴 誄 并序)
- 「世本、⁴¹少康作箕帚。宋忠注云、⁴¹少康夏后祖子也。即⁴¹杜康也。葬長垣」(慧琳『一切經音義』大宝積經、集卷第十九)
- 「世本云、雍父初春杵也。宋忠曰、雍父³⁹黃帝臣也」(慧琳『一切經音義』第三十三卷／甚希有經)

両者は、宋均注が各人物の時代設定に加えて訓詁的な解説を行うのに対し、宋忠注は各人の時代設定を記すことに重点を置くという違いがある。無論これらの佚文が注の全文を引く保証は無いが、収録するに際し各注釈の特徴を明記したと考えれば、上の指摘もあながち間違っは無いだろう。

この『世本』の中で、本論が対象とするのは作篇と呼ばれる部分である。作篇は、様々な事物の淵源を記したものとされる。この篇に属したと考えられる佚文は、経書・史書などの注釈以外にもその存在が確認され、一種の訓詁書的な扱いを受けていたことが推測される⁷⁾。

しかし『世本』作篇に収録される人物・内容には輯本によって大きな違いがあり、先学が指摘しているように『世本』の増補改変の影響を受けた部分も多いと考えられる(原昊(二〇〇六)・周晶晶(二〇一一))。更に『世本』作篇の引用とは明示されないものの、既知の佚文と同一の句形を持つものがある。

これらの問題のうち、本論では先奏から後漢末を対象に『世本』作篇の佚文とは明示されてはいないものの、同一・類似する句形の文につき分析を試みる。本

論の特徴は、作篇佚文の基本的句形を整理し、それと同様の構造を持つ句を作篇佚文と比較する点にある。そしてそれらの句が『世本』の佚文と認められるか否かを明らかにし、『世本』作篇需要の過程を跡づけることにする。

作篇の基本句形を共有する句の分析

作篇の基本句形

『世本』は、人物や事物の系譜や由来を羅列する内容を持つため、ある程度定形的形式で書かれている。筆者は嘗て、『世本』系譜関連佚文を対象にその句形を解析し、それをもとに呉：韋昭『国語解』を対象に『世本』佚文の抽出を行った（山田崇仁（二〇〇一）⁸⁾）。『国語解』は、序に『世本』引用が示唆されているものの、文章中には出典が明示されておらず、そのため『世本』輯佚書採録から漏れている書物である。山田崇仁（二〇〇一）では、『世本』系譜関係佚文のパターン分析から定形的句形を設定し、それに一致する文を『国語解』から抽出し、既知の『世本』佚文と比較した結果、佚文と一致するものが多いため佚文と認められること確認した。

『世本』作篇もまた、定形化された書式で書かれている。いくつか例を挙げよう。

- 「世本云、㊸黄帝作旃」（陳：陸德明『經典釈文』爾雅音義／釈天）
- 「世本云、㊹蒼頡作書。」（唐：孔穎達『尚書正義』尚書序）

この二例だけでも、作篇が「○（人名：発明者）作（或いは「造」）□（事物）」の形式を持つことが容易に確認できる。無論、それ以外の形式で引用される佚文もある。

- 「世本曰、㊺蚩尤以金作兵器也」（北宋：陳彭年『広韻』卷二／庚韻／兵他）

この佚文が、基本句形を改編したものであることは、以下の佚文から推測できる。

- 「世本云、②蚩尤作兵。宋忠注云、②蚩尤炎帝臣也」(慧琳『一切経音義』 卷六／大般若波羅蜜多經五百卷)

極簡単な分析ではあるが、作篇の基本句形として「○作□」形式が想定できることを確認した。では次に、『世本』の引用から少し離れ、伝世文献に見える上記作篇の基本構造を共有する句を列挙し、それぞれを分析することにしよう。

先秦期の用例

「○作□」形式の文の中で、まとまった形で引用される最古の層は、『呂氏春秋』と『荀子』の引文である。

『呂氏春秋』 関連引文

- 仲夏紀／古楽「昔⁹⁾黄帝令¹⁾伶倫作為律。」
- 孟秋紀／蕩兵「②蚩尤作兵」
- 孟冬紀／異用「③蛛蝥作網罟¹⁰⁾」
- 審分覽／君守「④奚仲作車、⑤蒼頡作書、⑥后稷作稼、⑦皋陶作刑、⑧昆吾作陶、⑨夏鯨作城、此六人者所作當矣、」
- 審分覽／勿躬「⑩大橈作甲子、⑪黔如作虜首¹¹⁾、⑫容成作厯、⑬羲和作占¹²⁾日、⑭尚儀作占月¹³⁾、⑮后益作占歲¹⁴⁾、⑯胡曹作衣、⑰夷羿作弓、⑱祝融作市、⑲儀狄作酒、⑳高元作室、㉑虞姁作舟、㉒伯益作井、㉓赤冀作臼、㉔乘雅作駕、㉕寒哀作御、㉖王冰作服牛、㉗史皇作囟、㉘巫彭作医、㉙巫咸作筮、此二十官者、聖人之所以治天下也。」

『呂氏春秋』の成書は前三世紀半ばだが、このような形式の文がまとまって存在したことからすれば、当時何かしらの典拠が存在し『呂氏春秋』がそれを引用したと考えられる。『呂氏春秋』には出典の明示が無いので、この時点では『世

本』の引用であると確言することはできないが、以下に挙げるように、この引文には『世本』佚文と一致・類似するものがいくつもある。

- 「世本云、¹²容成造麻、¹⁰大橈作甲子。宋忠注云、皆³⁹黄帝史官也」（孔穎達『春秋正義』左伝序・同『尚書正義』舜典¹⁵）
- 「按、系本及律曆志³⁹黄帝使¹³羲和占日、¹⁴常儀占月、¹⁶奥区占星氣、¹伶倫造律呂、¹⁰大橈作甲子、隸首作算數、¹²容成綜此六術而著調曆也」（唐：司馬貞『史記索隱』曆書¹⁷）
- 「¹⁵后益作占歲」（『太平御覽』卷十七／時序部二・『事物紀原』卷七）
- 「世本云、¹⁶胡曹作衣也。宋忠云、³⁹黄帝臣也」（『広韻』微韻／依小韻「衣」注・慧琳『一切経音義』卷三十三／無上依経上巻も同文を引く）

『呂氏春秋』の引文で注目すべきは、事物の発明者が何時の時代の人であるか、¹伶倫・⁹夏鯨以外言及がないことである。無論、それらの人物の中には、¹³羲和・¹⁸祝融・⁶后稷・⁷皋陶・⁸昆吾など、『呂氏春秋』以前の成書が想定される他の伝世文献に時代が記される人物や、⁵蒼頡・²⁷史皇などのように近年発見された出土文字史料にその名が見え時代を推測可能な人物もいる¹⁸。

『呂氏春秋』編者がこれらをどのような判断基準で並べたのかは不明である。作篇の配置に従ったのかすら分からない。少なくとも『呂氏春秋』が時代順に配置していないのは明らかである。例えば君守篇の「⁸昆吾作陶、⁹夏鯨作城」は、⁹夏鯨が夏の初代王禹王の父とされる。ところがその前に並ぶ⁴奚仲については、戦国中期成書の『春秋左氏伝』定公元年に「薛之皇祖⁴奚仲居薛、以為夏車正。」とあり、その時代には夏の時代の人であると認識されていたことになる。更に⁸昆吾についても、『大戴礼』帝繫では陸終六子の長男となっている一方、『詩』商頌／長發（宋襄公期の作）に「韋顧既伐、⁸昆吾夏桀。」に対する鄭玄箋「⁸昆吾、夏桀、則同時誅也。」と夏末の人とするように複数説が存在していた。両説いづれにせよ、⁸昆吾もまた禹王以前の人となる²⁰。⁸昆吾のように先秦期に既に時代が乱れているものもあるが、⁹夏鯨よりも⁴奚仲が前に配置されていること

からも時代順に人物が配されていないことが確認される。

『荀子』引文

『呂氏春秋』にやや遡る『荀子』解蔽篇に、類似した句形を用いた文がある。²¹⁾

これも「○作□」と類似した句形を用いて、事物とその発明者を並べている。幾人かは『呂氏春秋』君主篇の引用と重なるため、何らかの先行する材料にもとづいたものと考えてよい。

- 「故好書者衆矣、而⑤倉頡独伝者、壺也。好稼者衆矣、而⑥后稷独伝者、壺也。好楽者衆矣、而③夔独伝者、壺也。好義者衆矣、而舜独伝者、壺也。③偃作弓、③浮游作矢、而⑦羿精於射。④奚仲作車、④乘杜作乘馬、而造父精於御。自古及今、未嘗有兩而能精者也」

『荀子』の文で着目したいのが、「壺也」という表現である。これは「過去にその事物に関連する人は大勢存在したが、現在知られるのはたった一人である」という意味で用いられているが、これを踏まえると、荀子が見た材料には各事物の発明者として一人しか記されていないことが想定される。

これら荀子が引用する「○作□」形式の句は、『世本』佚文と重なるものが存在する。

- 「⑤倉頡作書」(孔穎達『尚書正義』序等に引く)
- 「③夔作楽」(唐：杜佑『通典』楽四・徐堅『初学記』に引く²²⁾)
- 「④奚仲作車」(東晋：郭璞『山海經注』海内經・劉昭『集注後漢』輿服志等に引く)
- 「④相土作乘馬」(鄭玄『周礼注』夏官司馬下／校人・楊倞『荀子注』解蔽等に引く²³⁾)

ただし、発明者の記述が『世本』佚文と一致しないものも存在する。

- 「④⑦揮作弓」（孔穎達『礼記正義』射義・郭璞『山海經注』海内經等に引く）
- 「逢蒙作射」（欧陽詢『芸文類聚』七十四等に引く）
- 「世本云、④⑦揮作弓、③⑦夷牟作矢。注云、④⑦揮・③⑦夷牟、③⑨黄帝臣」（『礼記正義』射義等に引く）

また、「造父精於御」のように、『世本』佚文に収録されていないものもある。造父自体は戦国中期末の魏襄哀王期成書と推定される『穆天子伝』に周穆王の御者として見え、『荀子』・『呂氏春秋』・『韓非子』など、前三世紀成書の文献において御者の名手として名が挙げられる存在であり、解蔽篇の引用もそのような時代を反映したものである。もっともこの部分は「○作□」形式ではないため、他の文献から類似の内容の句として引用してきた可能性も想定すべきだろう。

以上、「○作□」形式の句について、先秦期の用例を確認した。『荀子』や『呂氏春秋』がまとまった形で引用することや同じ人物を引用することからすれば、両者が先行する材料を参照したことは明らかであり、この当時に「○作□」形式の句で事物を羅列した文献が存在したことが確認できる。また、これらの句の多くが既知の『世本』佚文と一致することからすれば、その文献は『世本』作篇そのものか、その祖本的なものであるとしてよい。

両漢期の用例

先秦期に『世本』作篇の祖本的存在があったことを確認した。次に前漢・後漢期の「○作□」形式の句の引用を分析する。

『淮南子』

- 「昔者、⑤蒼頡作書、而天雨粟、鬼夜哭。②②伯益作井、而龍登玄雲、神棲昆侖」（『淮南子』本經訓）

⑤蒼頡、②伯益については、『呂氏春秋』に見える。⑤蒼頡の『世本』佚文については既に述べたが、②伯益についても複数の佚文が知られる。

- 「世本云、②伯益作井」（慧琳『一切経音義卷』第九十二／『続高僧伝』第九卷・『初学記』卷七・『太平御覧』卷一八九・『事物紀原』卷八も同じ）
- 「世本云、化益作井。宋忠云、化益、②伯益也。堯臣。」（陸徳明『經典釈文』周易／井・南宋：王応麟『困学紀聞』卷十も同じ）

②伯益関連で注目すべきは、後漢末の宋忠の時に「伯益」が「化益」となっているものがあり、それを宋忠が注で「伯益である」と記している点である。「化益」は『呂氏春秋』慎行論／求人篇並びに『漢書』律曆志上に見えるが、いずれも「伯益」のこととされる²⁴⁾。これにより、『世本』が伝抄の過程で複数系統に分かれていることが確認できる。

- 「③伯余之初作衣也、綖麻索縷、手経指掛、其成猶網羅」（『淮南子』汜論訓）

③伯余については、後漢：高誘『淮南鴻烈解』汜論訓に「③伯余、③黄帝臣。世本日③伯余制衣裳。一曰③伯余③黄帝」とある。また、「一曰」以下は『路史』後紀五に『淮南子』の許慎注として引用される「許注亦云黄帝」と一致することから、許慎注を利用したものと考えられる。

- 「⑤蒼頡作書、⑫容成造曆、⑬胡曹為衣、⑭后稷耕稼、⑮儀狄作酒、⑯奚仲為車、此六人者、皆有神明之道、聖智之跡、故人作一事而遺後世、非能一人而獨兼有之。」（『淮南子』脩務訓）
- ④神農之初作琴也、（……中略……）⑩夔之初作樂也、（……中略……）⑤蒼頡之初作書、（……中略……）湯之初作囿也、（……後略……）」

(『淮南子』 泰族訓)

- 「④奚仲不能旅、④魯般不能造、」(『淮南子』 泰族訓) / ※魯般は公輸盤のこと。関連する『世本』佚文は、後述する『説文解字』の項に載せる。

これらについても、基本的に上述の『呂氏春秋』に含まれる『世本』佚文か、他の佚文に含まれるものが殆どであり、『世本』作篇を参照したとして問題ない。

『漢書』 芸文志

『漢書』 芸文志は、前漢末劉向校書事業の成果物である劉歆『七略』を種本とするものであり、この事業で新たに整理された文献が定本となって後世に伝承された。²⁵⁾ 当該篇に作篇佚文は見られないが、『世本』の書名が六芸略／春秋類に見える。

- 世本十五篇。[班固自注：古史官記³⁹黄帝以来訖春秋時諸侯大夫。]

これとは別に『史記索隱』(『史記集解』 序に注す)に劉向の言として「世本、古史官明於古事者之所記也。録³⁹黄帝已來帝王諸侯及卿大夫系諡名号、凡十五篇也。」を引く(『十種古逸書』 所収『世本』)。『世本』輯本の作者の一人清：荊泮林は、この文を劉向『世本』別録の佚文とするが、班固の自注もまた『別録』の内容を節略して記したものだだろう。この記述に従えば、『世本』は『新序』や『説苑』・『戦国策』のように劉向が新たに編纂した書物ではなく、それ以前から存在していたことが確認され、先の先秦期に『世本』が存在したとする結論を裏付けるものとなる。

また、芸文志の記述で注目すべきは、『世本』の収録範囲を「黄帝から春秋まで」とする点である。ところが『世本』には、伏羲・神農を初めとする黄帝以前の古帝王や戦国期の人物も佚文に存在する。

戦国期の文献が黄帝以前の古帝王を数多く記すように、古帝王の数や順序は固定されていなかった。それが戦国後期に三皇五帝という名称が登場し、戦国末に

五帝徳・帝繫などが黄帝を頂点として五帝を整理し、『史記』がそれを採用することで固定される。一方、三皇に至ってはついに固定することがなかった。

元々の『世本』に三皇相当部分が存在しなかった可能性は、唐：張守節『史記正義』五帝本紀に見える以下の文章から伺える。

- 案、太史公依世本・大戴礼、以³⁹黄帝・顓頊・帝嚳・唐堯・虞舜為五帝。譙周・応劭・宋均皆同。而孔安国尚書序、皇甫謐帝王世紀、孫氏注世本、並以伏羲・⁴⁵神農・³⁹黄帝為三皇、少昊・顓頊・高辛・唐・虞為五帝。

正義の『史記』が『世本』を利用したとする認識には従い難いが、『大戴礼』（五帝徳・帝繫を指す）と『世本』が黄帝・顓頊・帝嚳・唐堯・虞舜を五帝とするという指摘はその通りである。一方『尚書』偽孔伝、西晋：皇甫謐『帝王世紀』・孫氏注『世本』（不明）は三皇と五帝とを立てる。両者の比較からは、三皇という区分が元々の『世本』に存在せず、後世の増補や注釈によって三皇相当部分が付加された、あるいは注記によって三皇として認識された可能性が示唆される。

その是非はともかく、先に検討したように本来の作篇は各人物の配置は時代順はなく、作篇自体には各人物の時代を明記していないことは明白であり、この議論とは離れた視点で論ずる必要がある。これについては、「おわりに」で述べることにする。

『漢書』古今人表

『漢書』古今人表は、三皇から秦に至る人物を、時代順に九段階の評価基準に分けて配置したものである。本表には「○作□」形式の文は見られないが、表に配置された人物の中に、『世本』作篇佚文に見える人物が存在する。注目すべきは、その時代設定である。

通常、作篇に記載される個々の人物の時代設定については、後漢の宋均・宋忠の注によるところが大きい。ところが、それを遡る古今人表の時代設定は、彼ら

の注と一致する部分としない部分とがある。いくつか例を挙げよう。

人表：「太昊帝宓義氏」期の「上中仁人」列に、「㉔女媧氏」「㉒容成氏」が配置される。まずは㉔女媧から検討しよう。㉔女媧の用例としては『楚辞』天問「㉔女媧有体孰制匠之」が最も早期の例だが、上記『呂氏春秋』や『荀子』には見えない。『世本』佚文には「㉔女媧作簧」という句が収録される。

- 「世本曰、㉔女媧作簧、㉓暴辛為埴。宋均曰、女媧、㉑黄帝臣也。㉓暴辛、周平王時諸侯、作埴、有三孔」（李善：『文選注』音楽下／馬季長長笛賦并序他）

後漢の宋均が㉔女媧を㉑黄帝の臣下と注するが、鄭玄や緯書など㉔女媧を三皇の一人として位置づける説が主流となってきたのはよく知られている。

- 「女媧、三皇承宓義者」（鄭玄『礼記注』明堂位）
- 「『春秋緯運斗枢差德序命』、宓義・㉔女媧。㉕神農為三皇」（『礼記正義』明堂位）

宋均が㉑黄帝の臣下としたのは、彼が㉔女媧を三皇に含めないとする説を唱えたことが背景にある。

- 「宋均注『援神契』引『甄耀度数』、燧人・伏犧・㉕神農為三皇（『礼記正義』曲礼）

これとは別に、服虔が『世本』作篇の記述を踏まえて記したとおぼしき記述が唐：顔師古『漢書注』に引かれる。

- 使靈媧鼓琴而舞馮夷。〔服虔曰、德媧、㉔女媧也。伏犧作琴、使㉔女媧鼓之。〕（顔師古『漢書注』司馬相如伝第二十七下）

これは「世本云、伏羲作琴」（郭璞『山海經注』海内經に引く）の如き、作篇の記述を踏まえたものだろう。また、この記述からは、③④女媧を伏羲時代の人と見なしていることが確認できる。服虔は宋均より後の人物だが、その当時、宋均説が絶対ではなかったことがうかがえる。

次に「⑫容成」について検討しよう。

- 「世本云、⑫容成作歴。大撓作甲子。二人皆③⑨黄帝之臣」（『尚書正義』／舜典第二）

⑫容成氏については、上博楚簡『⑫容成氏』や『莊子』胠篋篇に見える。『漢書』古今人表は⑫容成氏の前後の古帝王の順序こそ胠篋篇に従うが、太昊帝宓戲氏時代の人として配置する点が異なる。それぞれの配置は異なるが、何れも③⑨黄帝以前の人として位置づけられており、⑫容成氏の時代設定が固定されていないことがうかがえる。⑫容成氏が③⑨黄帝の臣下となったのは、『漢書』芸文志／諸子略／陰陽家の『⑫容成子』十四篇、あるいは方技略／房中の『容成陰道』二十六卷あたりにそのような設定が存在したのかもしれない。

『論衡』の引文

後漢：王充『論衡』には「○作□」形式の文が見えるが、その中でも注目すべきは対作篇の以下の部分である。

- 「言苟有益、雖作何害。⑤倉頡之書、世以紀事。④奚仲之車、世以自載。③⑩伯余之衣、以辟寒暑。桀之瓦屋、以辟風雨。夫不論其利害、而徒譏其造作、是則⑤倉頡之徒有非、世本十五家皆受責也。」（対作篇第八十四）

これによって、王充が『世本』を利用したことが確言できるが、対作篇には「⑤倉頡（⑤蒼頡）」・「④奚仲」・「③⑩伯余」・「桀」の四人しか見えない。また、『呂氏春秋』の二十家とも異なる。これについては、両者の見た『世本』の収録

人数が違う、或いは作篇の十五家のみに着目したとも解釈できるが、少なくとも王充の見た『世本』作篇には、この四人が含まれていたことは確実である。

次にそれ以外の「○作□」形式の句を挙げる。

- 「隨侯之所作珠」（率性篇第八）
- 「⑤蒼頡作書、與事相連。」（奇怪篇第十五）
- 「伝書又言、②伯益作井、龍登玄雲、神棲崑崙。」（感虚篇第十九）
- 「先問易家、易本何所起。造作之者為誰。彼將応曰、④伏羲作八卦、文王演為六十四、孔子作彖・象・繫辭。」（謝短篇第三十六）
- 「問春秋家曰、孔子作春秋、周何王時也。」（謝短篇第三十六）
- 「吏居城郭、出乘車馬、坐治文書、起城郭、何王。造車輿、何工。生馬、何地。作書、何人。造城郭、及馬所生、難知也、遠也。造車作書、易曉也、必將応曰、⑤倉頡作書、④奚仲作車。詰曰、⑤倉頡何感而作書。④奚仲何起而作車。又不知也。文吏所當知、然而不知、亦不博覽之過也。」（謝短篇第三十六）
- 「⑤倉頡作書、④奚仲作車、可以前代之時無書・車之事、非後世為之乎。時同作殊、事乃可難。異世易俗、相非如何。」（順鼓篇第四十六）
- 「説易者皆謂④伏羲作八卦、文王演為六十四。」（正説篇第八十一）
- 「造端更為、前始未有、若⑤倉頡作書、④奚仲作車是也。易言④伏羲作八卦、前是未有八卦、④伏羲造之、故曰作也。文王囚八、自演為六十四、故曰衍。」（対作篇第八十四）

「④伏羲作八卦」については、諸家『世本』佚文には収録されていない。別に蜀：譙周『古史考』佚文に「庖羲作卦、觀像而作網。」（『太平御覽』第八三四／資産部十四）と類似する句が見える。これについても、「觀像而作網」が『易』繫辭下伝からの引用であることからすれば、この句自体も『易』に取材したものであろう。また黄暉（一九六四）によれば、「文王演為六十四」は『史記』周本紀「西伯蓋即位五十年。其囚羑里、蓋益易之八卦為六十四卦。」に、更に「孔子作

象・象・繫辭」も『史記』孔子世家「孔子晩而喜易、序象・繫・象・説卦・文言」にそれぞれ取材したものである。以上の点から、『論衡』所収の『易』関連の「○作□」形式の句については、『世本』佚文とはいえないと結論づける。

「孔子作春秋」については、『論衡』に複数回使用される句だが、その表現自体の初出は『漢書』董仲舒伝の董仲舒対策の文である。むろんこれは『孟子』滕文公下「孔子懼作春秋」を踏まえた表現である。既知の『世本』佚文が存在しないこともあり、この句も佚文とは見なさない。

その他については、頻出する⑤蒼頡・④奚仲関連はもとより、「②伯益作井」についても既知の『世本』佚文とも一致するため、『世本』佚文と見なしてよい。²⁷⁾

『説文解字』の引文

許慎は「五経無双」と称された経学の大家であり、『説文解字』の著者としても知られる。この『説文解字』の説解部分に「○作□」形式の句が見られ、『世本』佚文と一致するものが存在する。以下にその一覧を挙げる。

- 「手耕曲木也。从木推多。古者③①垂作耒耜、以振民也。凡耒之属皆从耒」（『説文解字』第四下／耒部／耒）／「世本曰、③①倕作耒耜。③①倕、④⑤神農之臣也」（『齐民要術』耕田第一）・「世本云、古者③①垂作耒耜。④⑤神農之臣也」（慧琳『一切経音義』卷八五／弁正論第一卷²⁸⁾）
- 「笙中簧也。从竹黄声。古者③④女媧作簧」（『説文解字』第五上／竹部／簧）／「世本曰、③④女媧作簧、③⑤暴辛為埴。宋均曰、③④女媧、③⑨黄帝臣也。③⑤暴辛、周平王時諸侯、作埴、有三孔。」（李善『文選注』第十八卷／音楽下／馬季長長笛賦并序）
- 「局戲也。六箸十二棊也。从竹博声。古者③⑥烏曹作博」（『説文解字』第五上／竹部／博）／「系本曰、③⑥烏曹作博」（李善『文選注』論二／韋弘嗣博奕論）／「説文・世本曰、③⑥烏曹作博。書本多單作博」（『広韻』五卷／鐸／博小韻／博）
- 「祝也。女能事無形、以舞降神者也。象人兩袂舞形。與工同意。古者②⑨

巫咸初作巫。凡巫之属皆从巫」（『説文解字』第五上／巫部／巫）／『世本』佚文は後述

- 「八家一井、象構韓形。𡩗象也。古者²²伯益初作井。凡井之属皆从井」（『説文解字』第五下／井部／井）／『世本』佚文は既述
- 「作瓦器也。从缶、包省声。古者⁸昆吾作匋。案、『史篇』讀與缶同」（『説文解字』第五下／缶部／匋）／「世本曰、⁸昆吾作陶」（『史記集解』龜策列伝）
- 「弓弩矢也。从入、象鏑栝羽之形。古者³⁷夷牟初作矢。凡矢之属皆从矢」（『説文解字』第五下／矢部／矢）／『世本』佚文は既述
- 「擣粟也。从升持杵臨臼上。午、杵省也。古者³⁸籬父初作舂」（『説文解字』第七上／臼部／舂）／「世本、³⁸雍父作舂杵。²⁹³⁹黄帝臣也」（唐：玄応『一切経音義』卷第十八／『立世阿毘曇論』第八卷）
- 「大夫以上冠也。邃延・垂塗・統紘。从曰免声。古者³⁹黄帝初作冕」（『説文解字』第七下／曰部／冕）／「世本云、³⁹黄帝作冕。宋仲子云、冕冠之有旒者」（『春秋正義』桓公二年）
- 「以絲罟鳥也。从网从維。古者⁴⁰芒氏初作羅」（『説文解字』第七下／网部／羅）／「世本云⁴⁰芒作網。宋忠曰⁴⁶伏羲臣也」（慧琳『一切経音義』大宝積經第二卷）
- 「糞也。从又持巾埽門内。古者⁴¹少康初作箕・帚・糶酒。⁴¹少康、⁴¹杜康也、葬長垣」（『説文解字』第七下／巾部／帚）／「世本云、⁴¹少康初作箕帚。宋中云、⁴¹少康、夏后祖之子。帚掃糞也。⁴¹少康、即⁴¹杜康也。葬長垣」（慧琳『一切経音義』第五十／攝大乘論上卷）・「世本、⁴¹少康作箕帚也」（同／攝大乘論本卷上）・「世本云、⁴¹少康作箕」（慧琳『一切経音義』卷第五十三／起世因本經卷第五卷）・「世本云、⁴¹少康作帚」（同）・「世本、⁴¹少康作箕帚。宋忠注云、⁴¹少康夏后祖子也。即⁴¹杜康也。葬長垣」（慧琳『一切経音義』卷第五十三／広弘明集卷第十九）※後述の『説文解字』「酒」では審分覽／勿躬「¹⁹儀狄作酒」系の句を引く。
- 「樂石也。从石・殷。象縣虞之形。爰、擊之也。古者⁴²母句氏作磬」

(『説文解字』第九下／石部／磬)／上述の鄭玄『礼記注』明堂位引く『世本』佚文に同句を引く。

- 「礪也。从石豈声。古者④③公輸班作磬」(『説文解字』第九下／石部／磬)／「世本云、④③公輸作石磬」(李賢『後漢書注』張衡伝)・「世本云、④③公輸初作石磬」(慧琳『一切経音義』卷第三十七／陀羅尼集第一卷)・「世本云、④③斑輸作磬」(慧琳『一切経音義』卷第五十九／四分律第二十七卷)・「世本説、④③公輸初作磬」(慧琳『一切経音義』卷第一百／起世因本経卷第二)
- 「鹵也。天生曰鹵。人生曰塩。从鹵監声。古者、④④宿沙初作煮海塩。凡塩之属皆从塩」(『説文解字』第十二下／塩部／塩)／「世本曰、④④宿沙作煮塩。宋志曰、④④宿沙衛、齊靈公臣。齊浜海、故衛為漁塩之利。」(『太平御覧』卷第八百六十五／飲食部二十三／塩)・「世本曰、④④宿沙作煮塩」(南宋：高似孫『緯略』卷八／熬波出素)・「世本曰、④④宿沙氏煮海水為塩。宋忠曰、④④宿沙衛、齊靈公臣。齊保海、故衛為魚塩之利。或曰、④④宿沙氏、炎帝時諸侯」(『事物紀原』卷九／農業陶漁部四十五／煮塩)。
- 「禁也。④⑤神農所作。洞越。練朱五弦、周加二弦。象形。凡琴之属皆从琴」(『説文解字』第十二下／琴部／琴)／「世本云、④⑤神農作琴」(『礼記正義』樂記) ※後述の王劭『風俗通義』卷六／声音に『世本』佚文を引く。
- 「④⑥庖犧所作弦樂也。从琴必声」(『説文解字』第十二下／琴部／瑟) ※後述の王劭『風俗通義』卷六／声音に『世本』佚文を引く。
- 「以近窮遠。象形。古者④⑦揮作弓。『周礼』六弓、王弓・弧弓以射甲革甚質。夾弓・庾弓以射干侯鳥獸。唐弓・大弓以授学射者。凡弓之属皆从弓」(『説文解字』第十二下／弓部／弓) ※『世本』佚文は既述
- 「樂鐘也。秋分之音、物種成。从金童声。古者④⑧垂作鐘」(『説文解字』第十四上／金部／鐘) ※『世本』佚文は既述
- 「就也、所以就人性之善惡。从水从酉、酉亦声。一曰造也、吉凶所造也。

古者①⑨儀狄作酒醪、禹嘗之而美、遂疏①⑨儀狄。④①杜康作秫酒」（『説文解字』第十四下／酉部／酒）※杜康については、上記『説文解字』「帚」の項参照。『世本』佚文は既述。「①⑨儀狄作酒」は上記『呂氏春秋』審分覽／勿躬にも見える

- 「治病工也。毆、悪姿也。医之性然。得酒而使、从酉。王育説。一曰毆、病声。酒所以治病也。『周礼』有医酒。古者②⑧巫彭初作医」（『説文解字』第十四下／酉部／医）／「世本曰、②⑧巫彭作医」（郭璞『山海經注』海内西經）※「②⑧巫彭作医」は上記『呂氏春秋』審分覽／勿躬にも見える

これら「○作□」形式の句について、基本的に『世本』佚文と重なっている。これについて、段玉裁『説文解字注』が『世本』からの引用であると注記するように、『世本』作篇からの引用と認めてよい。

『説文解字』引文で注目すべきは、何れも「古者」と具体的な時代を示さない点である。この点からすれば、許慎が見た『世本』作篇には時間情報が無かった、もしくは宋均注などの時間情報を持った注釈が存在したものの、許慎がそれに従わなかったことが考えられる。

鄭玄の引文

後漢の大儒鄭玄も、『世本』作篇を数カ所引用している。

- 「世本作曰、④⑧垂作鐘、④⑨無句作磬、③④女媧作笙簧³⁰」（鄭玄『礼記注』明堂位）
- 「世本作曰、②⑨巫咸作筮卜。未聞其人也（鄭玄『周礼注』春官宗伯下／龜人）
- 「世本作曰、②④相上作乘馬」（鄭玄『周礼注』夏官司馬／校人）

ここで注目すべきは、「世本作曰」と引文が始まることである。これについて

『礼記正義』明堂位は、「〔世本作曰〕者、世本書名、有作篇。其篇記。」と注記する。これによって『世本』に作篇が存在したこと、また明堂位の引文からは、作篇が「○作□」形式の羅列形式で書かれていることが確認できる。

またもう一つ注目すべきは、亀人の引文に⑳巫咸について「何も分らない」と記す点である。蜀：譙周『古史考』佚文では⑳巫咸を殷代の人とするが、鄭玄は特定の時代に定めなかった。㉑巫咸の記事からは、これまで指摘したように『世本』作篇には各人物の時間情報が存在しなかったことが確認できる。

応劭の引文

後漢末の王劭は当時を代表する学者であり、『風俗通義』や『漢官儀』などの著作で知られる³²⁾。彼の著作の中に、『世本』を引用するものがある。

- 『謹按、世本、㉓暴辛公作墳』（『風俗通義』声音第六・顔師古『漢書注』律曆志上）
- 『謹按、世本、隨作笙』（同・顔師古『漢書注』律曆志上）
- 『謹按、世本、㉔宓義作瑟』（同）
- 『謹按、世本、㉕母句作磬』（同）
- 『謹按、世本、㉖垂作鐘』（同）
- 『謹按、世本、㉗神農作琴』（同）
- 『謹按、世本、㉘女媧作簧』（同）
- 『謹按、世本、蘇成公作簨』（同）

『風俗通義』の引文は、何れも声音第六で使用されているが、顔師古『漢書注』に引かれる以下の応劭『世本』引用記事（並びに李善『文選注』にも引かれる）は、現行『風俗通義』には見えない。

- 「応劭曰、世本、韓哀作御。師古曰、宋忠云韓哀、韓文侯也」（顔師古『漢書注』王褒伝）

- 「世本云、韓哀侯作御也」(李善『文選注』四十七卷／王子淵聖主得賢臣頌)

これについて、上記『呂氏春秋』審分覽／勿躬「㊦寒哀作御」との関連を示唆する記事が見える。

- 「呂氏春秋曰、韓哀作御」(裴松之『三国志注』蜀書／郤正伝)
- 「呂氏春秋曰、韓哀作御」(『冊府元龜』卷七七〇／總録部／自述第二)
- 「呂氏春秋、作韓哀作御也」(『事物紀原』卷七／道釈科教部三十八／射御)

これら『呂氏春秋』の引文では、現行本の「㊦寒哀」を「韓哀」に作る。裴松之の引文が韓哀に作っている以上、それなりに古くから分化していることになる。「寒」「韓」は上古音何れも曉母元部であり、清：畢元が指摘するように両字は通假の関係にあるので、「韓哀作御」もまた同一句すなわち勿躬に由来することは間違いない。『世本』を『呂氏春秋』が利用したことからすれば、「韓哀」を「㊦寒哀」に作る方が新しいのかもしれない。

『呂氏春秋』の句はともかくとして、王劭が見た『世本』は「韓哀」であったことは確かだろう。また顔師古が引く(おそらくは『世本』)宋忠注も、「韓哀とは韓文侯のことである」とする以上、「韓哀」と書かれた本を利用したことは確かである。

王劭が見た『世本』が宋均・或いは宋忠の注本であったかということだが、『風俗通義』佚文に「沮姓也。黄帝時史官、沮誦之後。」(唐：李賢『後漢書注』獻帝紀・南宋：史炤『資治通鑑稽文』漢紀五十二に引く)と「風俗通云、八凱蒼舒之後。又黄帝史官倉頡之後」(宋：謝維新『古今合璧事類備要統集』卷二十五)との二つが参考になる。この記述は、「世本曰、沮誦・蒼頡、作書。宋忠注曰、沮誦・蒼頡、黄帝之史」(『太平御覽』卷二三五／職官部三十三)と類似する。そこからすると、同じ材料を共有したか両書が引用関係にあることは確かである。

互いの年齢差から言えば、宋忠が王劭を参考にした可能性はあるが確言はできない。いずれにせよ、宋忠の注釈の材料として、後漢期に整理された姓の起源に関する伝承を利用した可能性が指摘できる。

以上、両漢期の「○作□」形式の文について分析を試み、殆どの用例が『世本』の引用であることを確認した。これらの引用に際し、多くが時間情報を伴っていないが、極一部に時間情報を付与した引用が存在するようになったことは、この時代に伝世文献に見える人物に対する時間情報の付与が行われるようになったことを示唆する。このような試みが、後漢期の宋均・宋忠の注釈に繋がることは言うまでもない。

おわりに

以上、先秦から後漢末に至るまでの伝世文献に見える「○作□」形式の文を分析した。その結果、それらの多くが出典を明記しないものが、『世本』佚文と一致するものが殆どであることや、また各種図書目録や佚文に劉向以前に遡れる同種の資料が見えないことから、『世本』を引用したものと認められることを確認した。そしてそれらの句は人物と事物の関係を記し羅列したものであり、人物には時間情報が付与されていなかったことを明らかにした。

これに対し、後漢期にそれらの人物について時間情報が付加されるようになる。特に後漢末の宋忠の注釈によって作篇の発明者それぞれに個別の時間情報が付されたことは、後世に大きな影響を与えることになった。なぜなら、後世の『世本』引用は「本文+宋忠による時間情報」のまとめりとして一体的に後世に引用され、その結果、宋忠が付与した時間情報が個々の人物の属する時間として自明のものとなり、先秦期の人物に関する年代観そのものを決定することになったからである。

本論の結論は以上となるが、それによって再検討が必要となったことがある。それは外でもない『世本』輯本の編集姿勢である。

本論では、主に荊泮林『世本』輯本（『十種古逸書』道光二十二（一八四二）年序 所収）を参照しながら佚文の確認を行ったが、これら過去の輯本は作篇復

元に際し、各古帝王毎に項目を立て、そこに佚文を配す形式を採用する。無論この配置は宋忠が付した時間情報や輯本作成者の歴史観にもとづくものであって、戦国期の初発的な形や劉向本『世本』の形式ですらない可能性が高い。

それに加えて、後漢期には作篇の本文が増補された可能性がある。それを示唆するのが、「沮誦」という人物である。『太平御覧』卷二三五／職官部三十三引く『世本』佚文に文字の発明者として記される。これに宋忠注が付される以上、後漢末の『世本』に文字の発明者として沮誦が記されることが確認できる。但し、文字の発明者に関しては、『呂氏春秋』や秦：李斯『蒼頡篇』冒頭「蒼頡作書」から許慎の『説文解字』序に至るまで、蒼頡一人がその座を占めていることはよく知られている。特に許慎は『説文解字』の説解に『世本』を利用し、また蒼頡を古文学派の正統的歴史観に蒼頡を組み込んだ人物でもある（山田崇仁（二〇一六）参照）。『荀子』が述べる、作篇が記す事物の発明者が一人であるという指摘と、後漢末以降に文字の発明者の伝承として沮誦が参画することからすれば、後漢後半期に文字の歴史の中に沮誦が追加されたことは確かである。宋忠が増補の当事者であるか否かは不明だが³³⁾、この時代の『世本』作篇は元の形を相当失っていたことは事実である。

そのため、現行輯本作篇の本文や各人物の配列は、原初の形態を失ってしまっていると言わざるを得ない。初出の『呂氏春秋』の引用がその形式を残している可能性はあるが、それも確かなものではなく、各人物の順序については全くもって不明である。従って、『世本』作篇輯佚本を利用するにあたっては、一端宋忠注が提供する時間情報を切り離し、各佚文の収集・復元と宋忠が記す時間情報がどのような経緯で設定されたのかを別個に検討する必要がある。

蒼頡に関しては、嘗て山田崇仁（二〇一六）で検討したが、蒼頡が黄帝時の人として認識されたのは後漢初頭であるものの、具体的な典拠は不明であった。他の人物についても、後漢期にそれぞれ具体的な設定がされたのであって、宋忠はそれ等を典拠として注記したものと考えられる。現在ではそれらの材料を確認するのが難しいが、作篇に調理に火を使うことを始めたとされる燧人（「世本云、造火者燧人也」(唐：玄奘『一切経音義』阿毘曇毘婆沙論／第四十卷)が、後漢

の今文経学派が三皇の一人として擬するように（阿部幸信（二〇〇五）参照）、これら古帝王やその臣下とされる人物の年代観が前漢末～後漢期に設定されたことは疑いなく、宋忠もまたそのような議論を下敷きに作篇の各人物の年代を注記したと考えられる。

以上の論点からすると、作篇佚文復元の手順としては、佚文の抽出は無論のこと、各佚文の比較や、本論で検討した原初的な句形「○作□」からの乖離や表記の揺れなども検討する必要がある。更に各人物の配置に関しては、宋忠以前の引文の配置順を基準とした再配置案から検討する必要があるだろう。この辺りは事後の課題である。

参考文献

- 秋山陽一郎（二〇一八）『劉向本戦国策の文献学的研究—二劉校書研究序説』（朋友書店、二〇一八年七月）
- 阿部幸信（二〇〇五）「燧人考」（『九州大學東洋史論集』三三、二〇〇五年五月）
- 佐藤義寛（一九九二）『三教指帰注集の研究』（朋友書店、一九九二年十月）
- 野沢達昌（一九七二）「後漢末荊州学派の研究」（『立正大学文学部論叢』四一、一九七二年二月）
- 松森秀幸（二〇〇六）「湛然『法華玄義積籤』の引用文献」（『東洋哲学研究所紀要』二二、二〇〇六年十二月）。
- 星野春夫（一九八九）「応劭の処世観と『風俗通義』窮通篇」（『芸文研究』五四、一九八九年六月）
- 山田崇仁（二〇〇一）「『世本』と『國語』 韋昭注引系譜資料について—N-gram統計解析法による分析」（『立命館史学』二二、二〇〇一年十一月）
- 山田崇仁（二〇一六）「蒼頡傳説の形成過程について—『説文解字』 紱に至るまでを対象として」（『漢字学研究』四、二〇一六年十二月）
- 吉川忠夫（一九八三）「後漢末における荊州の學術」（科研費報告書『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』代表：谷川道雄。一九八三年三月）
- 吉本道雅（二〇〇六）「夏殷史と諸夏」（『中国古代史論叢』三集、二〇〇六年三月）
- 吉本道雅（二〇〇七）『山海經研究序説』（『京都大学文学部研究紀要』四六、二〇〇七年三月）

- 吉本道雅（二〇一八）「『漢書』古今人表と春秋史」（『京都大学文学部研究紀要』五七、二〇一八年三月）
- 李弘喆（二〇一八）「世本探源—『世本』受要史研究序説」（『史林』一〇一—五、二〇一八年九月）
- 郭天祥（一九八九）『《世本作篇》発微』（『宝雞師院学報（哲学社会科学版）』一九八九年四期、一九八九年十二月）
- 黄暉（一九六四）『論衡校釈』（台湾商務印書館、一九六四年十一月）
- 原昊（二〇〇六）『《世本》研究及《作篇》名物釈証』（東北師範大学、碩士論文、二〇〇六年六月）
- 原昊（二〇一一）『歴史神話化的文本典範—《世本作篇》所載發明創造類神話蠡測』（『古籍整理研究学刊』二〇一一年三期、二〇一一年）
- 原昊・曹書傑（二〇〇八）『《世本》作篇七種輯校』（『古籍整理研究学刊』二〇〇八年五期、二〇〇八年九月）
- 張西堂（一九九四）『荀子真偽考』（明文書局、一九九四年三月）
- 陳奇猷（二〇〇二）『呂氏春秋新校釈』（上海古籍出版社、二〇〇二年四月）
- 周晶晶（二〇一一）『《世本》研究』（浙江大学博士論文、二〇一一年六月）

本研究は、JSPS科研費（研究課題番号18K12001）による研究成果の一部である。

注

- 1) この注記については、劉向本『世本』の劉向序録に基づくものだろう。
- 2) 『世本』に関する近年のまとまった研究として、周晶晶（二〇一一）がある。
- 3) 宋忠は、後漢末荊州の劉表幕下で荊州学の指導者となった人物である。後漢末荊州での学術活動については、野沢達昌（一九七二）・吉川忠夫（一九八三）を参照されたし。
- 4) 「系」は唐太宗李世民的諱「世」を避けて、『世本』を『系本』と書いたもの。唐：司馬貞『史記索隱』などにも頻出する。
- 5) 以下、『世本』引用を明示しない伝世文献に見える「○作□」に見える人名（「○」の部分）に番号を付し、『世本』佚文との対応を示す。
- 6) 陳振孫『直齋書録解題』卷十に本書をあげ、「中興書目作十卷、高承撰、元豊中人。」とする。これに従えば、高承は王応麟よりも先人であることは疑いない。ただ、陳氏が指摘するように、当時の本ですら別人の増補が疑われているので、どちらが早いか慎重に扱う必要がある。

- 7) 作篇についての近年の研究として、郭天祥（一九八九）・原昊（二〇〇六）・原昊／曹書傑（二〇〇八）・原昊（二〇一一）・李弘喆（二〇一八）がある。
- 8) この結論について、『世本』と明記して引用していない以上、『世本』佚文とすべきではないと立場もある（李弘喆（二〇一八））。これに対して、韋昭がその序で系譜の注記の材料として『世本』を使用していると明記する以上、従来の『世本』輯佚書から導き出されたパターンと一致する注文も『世本』の佚文とみなして問題ないと考える。
- 9) 呂氏春秋』の引用では、具体的な年代観はわからない。『山海経』大荒北経には「②蚩尤作兵伐③黄帝」とある（『山海経』の成書については、吉本道雅（二〇〇七）を参照されたし）。蚩尤の反乱については『尚書』呂刑「蚩尤惟始作亂。」が初発。『韓非子』十過・『莊子』盜跖などに蚩尤が③黄帝と戦った説話が見えるので、先の『山海経』の説話と併せて、『呂氏春秋』の頃には蚩尤と③黄帝が同時代の人であったという認識でよいだろう。
- 10) 蛛蝥については、当該部分が成湯の言として「昔……」と書き出していることから、夏以前の人物として設定されていることが確認できる。また、類似した説話が『新序』や『史記』殷本紀にも見える。ただし『史記』には「蛛蝥作網罟」に相当する句を欠く。
- 11) ①黔如は伝世文献に見えない。清：畢元はこの句に訛変があるとして、本来の句は「隸首作数」ではないかとし、また①黔如が発明したものは部首ではないかとする。陳奇猷（二〇〇二）では後者を是とし、①黔如が置閏法を発明したことを記述したとする。この句が他の伝世文献に未見なのは確かだが、①黔如が他の伝世文献に未見であるため、引用されなかった可能性もある。そのため、他の類似した句に安易に寄せようとする行為は慎むべきだろう。本論では、「①黔如作虜首」を「①黔如が捕虜の首を取る（ことで功績を判断する）ことを発明した」と解し、他に用例がない句として取り扱う。
- 12) 『山海経』大荒南経に、「東南海之外、甘水之間、有⑬義和之国。有女子名曰⑬義和、方浴日於甘淵。⑬義和者、帝俊之妻、生十日。」と⑬義和が女性であり舜の妻となったという説話を載せる。
- 13) ⑭尚儀は常儀。出土文字資料に「常」の義で「尚」を使用する例は多く見られるので、通假字として判断できる。
- 14) ⑮后益は伝世文献に見えない。『楚辞』天文に「何⑮后益作革、而禹播降」と、禹の後継者であった益を⑮后益と称す事例がある。或いはこの⑮后益を指すか。
- 15) 『尚書正義』の引文は、「世本云、⑯容成作歴。大撓作甲子。二人皆⑰黄帝之臣」に作る。「二人皆⑰黄帝之臣」の部分は、宋忠注の引用だろう。『呂氏春秋』や『春秋正義』の引文と比べて偏が異なるが、おそらく『尚書正義』の誤写と考えられる。
- 16) 奥区は『漢書』芸文志／兵書略／陰陽家「鬼容区三篇。図一卷。[班固自注：⑱黄帝臣、依託]、並びに顔師古『漢書注』「即鬼奥区也」とあるのと同関連があるか。
- 17) この文は『晋書』律曆志からの引用であり、どこまでが『世本』佚文かは不明。

律曆志では『世本』の文を明言しないので、司馬貞が『世本』と比較して一致する部分があると指摘するのみである。

- 18) ②⑦史皇は、清華簡『良臣』に禹の臣下として見える。また⑤蒼頡は上博楚簡『容成氏』に③⑧黄帝以前の古帝王として記される。
- 19) 商頌の成書時期に関しては、吉本道雅（二〇〇六）の議論を参照されたし。
- 20) ⑧帝繫は、山田崇仁（二〇〇一）で指摘したように『世本』がその記述を引用したと考えられるため、『呂氏春秋』と同時期には存在したと考えられる。そのため、この頃には上記『詩』の記述とは別個の伝承が形成されていたことが確認できる。『史記』楚世家はこの両者の矛盾を解消するために、帝繫の「其一曰樊、是為⑧昆吾」に基づき、昆吾氏は氏族の名称であって、殷の湯王が滅ぼした⑧昆吾氏はその末裔であると解する。『詩』の記述との矛盾については本論の対象外なので問題とはしない
- 21) 張西堂（一九九四）は、解蔽篇を荀子自身の手になるものとする。本論でもそれに従って、『呂氏春秋』にやや遡る時期の成書とする。
- 22) 『尚書』舜典「帝曰、夔、命汝典樂。」が典拠となったか。
- 23) 『呂氏春秋』は「乗雅」、『荀子』は「乗杜」と末尾字を異にするが、上古音ではそれぞれ雅（歌部）・杜（魚部）となり通假字の関係になるため、同一人物であると判断する。『世本』の「相（陽部）土（魚部）」との関係については、土が杜と同韻のため通假を設定でき、「乗（蒸部）」・「相（陽部）」についても『楚辭』離騷に押韻の例「民生各有所樂兮、余獨好修以為常（陽部）。雖體解吾猶未變兮、豈余心之可懲（蒸部）」があるため、同一人物であるとしてよいだろう。
- 24) 高誘は注しないが、顔師古『漢書注』並びに『困学紀聞』巻十に引く王応麟の指摘では、何れもここに引かれる化益を伯益であるとする。
- 25) 劉向校書事業については、秋山陽一郎（二〇一八）を参照されたし。
- 26) 吉本道雅（二〇一八）は、本表を班固が『史記』の先秦史部分を「聖人の価値観に悖る」かつ「粗略」であり、その超克を目論んで編纂したと指摘し、「上古～秦の歴史を暗喩的に「記述」することで、『史記』の超克を試みた」と結論づける。確かに、本表には『史記』が五帝から先秦史を繙くのに対し、太昊帝宓戲氏より記述を始めるなど、『史記』の枠組みを超えて上古史を記述する意図が示されている。
- 27) 「隨侯之所作珠」については検討を要する。隨侯については、後述の応劭『風俗通義』に「隨作笙」と『世本』の引用があるが、『論衡』とは内容が異なる。句の形式が基本形と異なることから、この部分も作篇の佚文ではない可能性がある。
- 28) 『齊民要術』と慧琳が引く「神農之臣」は何れによるものか不明。ちなみに鄭玄は「堯之共工也（明堂位注）」と堯の時代の人とし、『礼記正義』は『書』舜典の記述に順い舜の時代の人とする。
- 29) 「雍」は「籬」の異体字。
- 30) この鄭注自体は、明堂位の「垂之和鍾、叔之離磬、女媧之笙簧」に注したものである。鄭玄も指摘するように「叔」は他に見えないが、「垂」「女媧」は『世本』佚文に

見える。明堂位は『孟子』が提示する五等爵説を前提とするため、戦国後期以降の成書となる。

- 31) 「包羲作卦。始有筮。其後、殷時[㊟]巫咸善筮。」(日本：釈成安『三教指帰注集』上之下)。上巻巻首付載の序文末行に寛治二(一〇八八)年の記載があるため、その年の成書とされる。本書については、佐藤義寛(一九九二)を参照。
- 32) 王劭の没年について、星野春夫(一九八九)では建安九(二〇四)年辺りとする。今これに従っておく。また同論文は、諸家の説を勘案して『風俗通義』の成書を最晩年の袁紹幕下に入ってからのことと推定する。これに従うと、宋忠が劉表幕下で荊州学壇の最有力者であった時期(おそらくは『世本』注を編纂した時期)と重なるため、両者の先後関係を定めることは更に難しくなる。
- 33) 後漢：蔡邕「篆勢」に「籀誦拱手而鞞翰」(西晋：衛恒『四体書勢』に引く)という句がある。この文に見える「籀誦」について、南宋：章樵『古文苑注』は、それぞれ西周宣王期の太史史籀と沮誦その人とを指すとする。蔡邕が依拠した資料が不明なので沮誦の役割自体は不明だが、史籀と併称されている以上、史官に関係がある人物であることは確かである。また宋忠とは異なり、沮誦を周代人と認識していることになる。沮誦を周代人とする認識は、唐：韋懿『古今文字讚』古文篆讚「古文篆書者、黄帝史衛人、侯岡氏蒼頡、周官沮誦等、始造文字也。」にも見え、沮誦の時代が定まっていなかったことをうかがわせる。